

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第14号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月28日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年9月28日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 1, 194, 303円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 77歳男性
- 3 事故の概要

平成30年6月5日午後2時5分頃、亀岡市古世町西向林地内において、市車両が信号で停止していた車両に追突し、追突された車両がさらに前方に停止していた相手方車両に追突し、車両が損傷し、相手方が負傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 1, 194, 303 円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 77歳男性

3 事故の概要

平成30年6月5日午後2時5分頃、亀岡市古世町西向林地内において、市車両が信号で停止していた車両に追突し、追突された車両がさらに前方に停止していた相手方車両に追突し、車両が損傷し、相手方が負傷した。